

福島市オープンデータ事業基本方針

1 目的

オープンデータとは、地方自治体等が保有する公共データを機械判読に適した形式で、二次利用が可能な形で公開するものであり、これにより行政の透明性や信頼性の向上を図り、市民協働を推進するとともに、経済の活性化や行政の効率化を図ることを目的とするものである。

国においても平成24年7月に「電子行政オープンデータ戦略」を、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」を掲げ、オープンデータの推進を図っていることから、これに基づき、本市におけるオープンデータ事業推進の基本方針を定めるものである。

2 データ公開の方針

(1) 本市の保有するデータは積極的に公開する。

ただし、「4 公開しないデータ」に該当するデータについては公開しない。

(2) データは機械判読に適した形式で公開するものとし、アプリケーションなどで利用しやすいデータ形式とする。

(3) 公開するデータは、制限を設けず、すべて二次利用を可能とし、クリエイティブコモンズ表示 2.1 日本ライセンスの下に提供するものとする。

なお、公開したデータの二次利用により第三者が損害を生じた場合、本市は一切の責任を負わないこととし、この旨明示する。

3 データ公開の運用・管理手順

(1) データの公開は、福島市ホームページにより行うものとする。

(2) データは、最新のものを公開するよう努めるものとする。

(3) 年度ごとに更新されるデータについては、最新のものだけでなく、可能な限り、過年度のデータも公開するものとする。

4 公開しないデータ

(1) 個人情報の保護に関する法律に定める個人情報

(2) 公開することにより、特定の個人等に不利益を与える可能性のある情報

(3) 福島市情報公開条例で開示しないことができるとされている情報

5 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

平成28年11月14日 福島市地域情報化推進本部決定